

四日市市告示第399号

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条の3の規定に基づき、次の命令を実施したので告示します

令和5年5月26日

四日市市長 森 智広

- 1 対象物の所在地
四日市市大協町二丁目1番地
- 2 命令を受けた者の住所及び氏名
東京都港区芝浦一丁目1番1号
コスモ石油株式会社代表取締役社長 鈴木 康公
- 3 命令の対象
屋外タンク貯蔵所（T300-104）
（設置許可 昭和45年2月3日 四消本指令予第384号）
（完成検査 昭和46年10月19日 四消本指令予第3816号）
- 4 命令事項
上記製造所等の安全が確認されるまでの間、使用を停止すること。
- 5 命令の理由となる事案
公共の安全の維持及び災害の発生の防止のため、緊急の必要があると認めるため
- 6 命令年月日
令和5年5月18日

（消防本部予防保安課）